

1 改正の趣旨

地方税法施行令の一部改正（令和6年政令第136号）を踏まえ、国民健康保険税の課税限度額の一部について改定するもの。
※団塊の世代の「後期高齢者医療制度」への移行及び医療費の増加から、国保が負担する「後期高齢者支援金分」も増加する構造の下、課税限度額について見直すもの。

2 主な改正内容

国民健康保険税の課税限度額について、「後期高齢者支援分」を2万円引き上げて、現行の22万円から24万円に改めるものです。

現行	改正後
国民健康保険税課税限度額	国民健康保険税課税限度額
医療給付費分 65万円	医療給付費分 65万円
後期高齢者支援分 <u>22万円</u>	後期高齢者支援金分 <u>24万円</u>
介護納付金分 17万円	介護納付金分 17万円

3 近隣自治体の改正状況（9月調査）

自治体	改正時期	改定内容
桶川市	12月議会上程予定。	令和7年度保険税から適用予定。 北本市と同様の改正。
上尾市	12月議会上程予定で検討中。	令和7年度保険税から適用予定。 北本市と同様の改正。
鴻巣市	令和6年3月専決、6月議会で承認。	令和6年度保険税から適用。 北本市と同様の改正。

4 施行期日

施行日 令和7年4月1日
（令和7年度分の国保税から適用）